

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷二十二第

行發日一月四年五十正大

論叢

動物界の食糧問題……………教 授 川村多實二

國際課税に於ける人及び證券の所在……………法學博士 神戶 正雄

勞農露國における勞働義務……………教 授 末川 博

作州の農民騷動……………經濟學士 黑 正 巖

世界經濟の成立過程……………法學士 作田 莊 一

時 論

自作農維持策としての地租免除……………法學博士 河田 嗣 郎

講 演

木綿工業經營の現状一斑……………商學士 井 上 潔

雜 錄

總計豫算と純計豫算……………法學士 沙 見 三 郎

妙心寺の無盡講……………經濟學士 中川與之助

帝國大學經濟學部紀要の刊行について……………經濟學博士 本庄榮治郎

(裝 轉 載)

勞農露國に於ける勞働義務

——ソヴェエト・ロシアの勞働法、上——

末 川 博

- 一 緒言 二 勞働者統制權の確立と一般勞働義務の宣言 三 革命前に於ける勞働義務の提唱——レーニンの主張
四 革命當初に於ける有産階級に對する勞働義務の強制 五 勞働力配布の不均衡と勞働階級に對する勞働義務の強
制 六 一般勞働義務の實施と勞働協約に關する命令 七 一九一八年の舊勞働法の制定及び其の内容の要點 八
舊勞働法の制定後に於ける勞働義務の強制——勞働軍の編成 九 職業別勞働動員から一般勞働動員への推移 一〇

結語

一 主義を否定するものは主義でなければならぬ。理論は理論によつてのみ否定され得る。と同じやうに、法律は法律によるのでなければ否定されることはできない。従つて法律の否定は其れ自體に於て必然に法律——の理念——の肯定を包容するものであるといへる。

法律は——國家も亦——或は意識せられざる力の關係 (Machtverhältnis) の意識せられたる表現であるといふ風にも考へることが出来る。而て其の謂はゆる力の關係が現實の生産手段に關聯せしめられて居るところに、現代の社會階級としての有産者と無産者とが相對立し相闘争すべき

運命は孕まれて居るのであるともいへる。そこで方の關係の意識的の表現たる法律は階級闘争の手段となり武器となり得る。即ち有産階級の支配が現實に行はれて居るところに於ては、法律は有産階級が其の支配を名付ける爲めに與へた單なる言葉にすぎぬのであつて、其れは畢竟無産階級に對する支配を貫徹する爲めの手段又は武器に外ならぬと觀られ得る。斯ういふやうに觀る者ととつては、階級闘争を終結せしめる爲めにはどうしても法律を否定し之を打ち壞さねばならぬと思惟されるであらう。ロシアの革命はまさに此のやうな意味に於ての法律否定を徹底せしめる試みであつたといへる。しかし法律は法律によるのでなければ否定されることはできない。法律の否定は其れ自體の内に法律の肯定を伴つて居る筈である。ロシアの革命も亦否定と肯定との兩極限を内在せしめて居なければならぬ。

法律の肯定があると觀られる場合は勿論、其の否定があると觀られる場合に於ても、常にそこには人の法律意識が社會生活の基底を成して動いて居るものといはねばならぬ。法律は支配階級が其の支配を名付ける——正當づける——爲めの單なる言葉にすぎぬとしても、苟くも其の言葉が行はれて居る限りに於てはそこに人の法律意識の潜在を前提とせざるを得ない。たゞ其の法律意識が健全であるか病的であるか問題なのである。自分の外に他人が生存して居るといふことを意識して居る者から全く法律意識を奪ひ去つてしまふことは不可能である。いかなる革命も社

會生活自體を壊滅せしめない限り人の法律意識其のものを亡ぼすことはできない。ロシアの革命も——其れは病的の法律意識を打破する試みであつたといへるかも知れぬが——人の法律意識其のものを亡ぼし得なかつたのは勿論であるから、革命の瞬間に於てもやはり人の法律意識の上に築かれた法律は行はれて居たのである。たゞ從來の力の關係が極度に否定せられた爲めに其の關係の意識的表現と觀られる法律の否定も亦極度に作用したから、法律の肯定せられる方面は動もすれば人の眼に映することが少かつたので、人は一時法律のない世界 (Rechtsanarchie) が出現したかのやうに考へたのにすぎない。

此の法律の否定と肯定との兩極限を徹底せしめる革命といふ現象が、傳統的な法律學によつて形式的にいかにも説明せられるかは、こゝに論すべき限りでない。たゞ私は革命と共にまた其後に於て人の法律意識を方向づける爲めの法令が革命政府によつて無數に發せられて居るといふ事實を見るのである。而て其の法令は社會生活のあらゆる方面に關して雜然と現はれて居るのであるが、こゝには勞働に關する生活關係を規律しやうとした法令の集積を通じて、ソツイエト・ロシアに於ける勞働法制的變遷の一般を窺はうと思ふ。尤もロシアの實狀について何等の智識を有して居ない者が、僅々左に掲げるやうな二三のドイツやフランスの書物を資料として試みる紹介であるから、多少の矛盾其の他の過誤なきを保することを得ないのは勿論、更にこゝに紹介すると

ころが實際に於てどの程度まで行はれたかといふやうなことも精確に之を傳へるに由がない。

紹介の便宜上、一九二二年の現行勞働法の制定を以て期を劃し、本稿に於ては先づ革命後同法の制定——従つて同法の基底をなせる新經濟政策の樹立——に至るまでの勞働法制の推移を見ることにしやう。而て此の期間に於ては大體勞働義務の確立をめぐつて勞働法制が編まれて來たのであるから、私は本稿に題して『勞農露國に於ける勞働義務』といつたのである。

主要參考圖書

Raoul Labry, Une Législation communiste. Paris 1920.

Die neue Sowjetgesetzgebung (eine Gesetzesammlung) "Krieg". Verlag. Berlin 1922.

Lydia Bach, Le droit et les institutans de la Russie soviétique. Paris 1923.

Heinrich Freund, Das Arbeitsgesetzbuch Sowjetrusslands. Hamburg-Berlin 1923.

C. Zaitzew, Das Arbeitsrecht——Das Recht Sowjetrusslands S. 190ff——Tübingen 1925.

Salomon Schwarz, Die Arbeitspflicht in Russland——Archiv für Rechts- und Wirtschaftsphilosophie Bd. XIX (Oktober 1925) S. 169ff.

二 一九一七年のボルシェウィスト十月(舊ロシア)革命は勞働者統制 (Arbeiterkontrolle, contrôle ouvrier) とつち旗幟の下に行はれたといひ得る。國權が無産階級の手に移つたのみならず、全經濟生活が其の支配の下に置かるべきものとなつた。しかしすべての産業は直ちに社會化——國有

と——せられることはできないで、なほ従来の資本家としての有産階級は殘存して居たから、革命後暫くの間の勞働立法は主として無産階級の利益を保護して搾取から免れしめることを目的として居た。即ち其の爲めに先づ發せられたのは八時間勞働に關する命令(一九一七年一〇月二十九日、同日十四歳未満の者の勞働禁止、十六時間勞働が定められた)及び病傷老廢失職に對する強制社會保險に關する命令(一九一七年一月三日、其後個別に數次の改廢が試みられた)である。而て他方には勞働者統制の實現を期する爲めに之に關する命令(一九一七年一月四日)が發せられたのであるが、其れによれば『國民經濟活動の規則正しい組織の爲めに、工業、商業、農業、運送其他あらゆる事業に於て生産、原料の購買販賣保管及び企業の財政的管理についての勞働者統制が施行せられる』旨が定められた(第二條)。此の統制權は當初選舉せられた勞働代表者及び技術家から成る工場委員會又は經營評議會の手に委ねられたのであつて、生産過程の事實上の指導はこれ等の機關の掌握するところとなり、企業家は其の指令に従はねばならぬことゝなつたのである(此の命令は十四條から成つて居て第二條以下に勞働者統制權の行使方法を定めて居る)。此の他勞働者保護及び勞働者統制に關する法令は引續いて牧擧に暇ない程に發布せられたのであるが、之に關聯してまた諸種の機關が設けられ、其の最高機關としてあらゆる勞働問題を管掌する勞働人民委員會及び各人の生命、健康、勞働力の保護を保障し且つ勞働施設の條件を監督する勞働監督課が置かれた。

斯くの如くして無産階級の優越は幾多の法令によつて承認せられると共に、事實上——法律否

定の形式に於て、即ち多くの場合暴力的に——従來の有産階級の權利の剝奪によつて其の獨裁は確立せられることゝなつたのであるが、其れは形式的には一九一八年一月三日の『勞働及び被搾取人民の權利宣言』によつて聲明せられ、且つ此の宣言に於ては一般勞働義務の認めらるべきことが提唱せられた(一)。即ち同宣言によれば、勞農政府は人が人に對する總ての搾取を禁壓し社會を區分する階級を撤廢して、社會主義の勝利を基底として立つものである旨が示され、『無用なる社會階級の廢止と社會主義的經濟組織との爲めに一般勞働義務が認めらるべき』(第三條)ことが宣言せられたのである。而て此の宣言は同年七月一〇日の憲法に於て大體其の儘採用せられたのであつて、同憲法第十八條は『ソヴィエト社會主義共和國聯邦は勞働を以て各人の義務と認め、働かざる者は食ふべからずといふ標語を宣す』と定めたのである。しかしこれ等の宣言や憲法の規定は當初單なる宣言的の意味を有して居たのにすぎぬのであつて、其の實質的内容は後に述べるやうな勞働義務實施に關する諸命令によつて漸次に與へられて來たのである。

三 元來ソヴィエトロシアに於ける勞働義務は實質的には初から統一的の制度として認められたのではなくて、寧ろ部分的——また地方的——に色々の觀點から確立せられて來たものが遂に單一のシステムにまで完成せられたのである。

勞働義務を認めやうとする運動は夙にボルシェヴィストの十月革命以前即ちソヴィエト共和國

一 尤も之より以前に一九一七年一月の『ロシア人民の權利宣言』及び『階級並に稱號の撤廢に關する命令』があるけれども、無産階級の獨裁及び一般勞働義務の形式上の確立は此の一九一八年一月の宣言によつて爲されたものと一般に認められて居るやうである。

の建設以前から試みられて居たのであるが、其れは經濟狀態の混亂、勞働者の不熱心、勞働者統制權の獲得運動など色々の事情の爲めに暫く頓挫の姿となつて居たのである。殊にレーニンはしきりに一般勞働義務確立の必要を高調したのであつて、一九一七年五月二二日の第一回全露農民代表大會に於ける演説では新經濟秩序の基本的理念として勞働義務の觀念を一般的に知らしめやうと試みたのである。即ち『自由な土地に於ける自由な勞働！ そんなことで此の危機を脱し此の混亂を救ふことはできない。一般的勞働義務——人間の勞働のあらゆる部分についての最大限度の節約——を認めることが何より緊切だ。そうして此の一般勞働義務を貫徹する爲めには非常に強固な國家權力がなければならぬ。其れは役人によつて貫徹せられることは不可能である。其れは勞働者兵士及び農民の代表者のソツイエトによつてのみ爲され得る。蓋しソツイエトは人民自體であり人民大衆其れ自體であつて、役人の權力ではないからである。ソツイエトは農民生活を知悉して居る。彼等こそ勞働義務を貫徹せしめ得るものであらねばならぬ』と説いて居るのであるが、之によつて觀れば、勞働義務は經濟——特に此の場合には農業經濟——の社會主義的轉換の爲めの手段だと考へられて居たといへやう。而て同年七月の共產黨大會に於ては黨の綱領として一般勞働義務の實施が掲揚せられ『無産階級及び半無産階級の手に國權が歸した後に於ては、勞働力の正規なる分配を期し且つ生産の増進を圖る爲めに勞働義務を認めざるを得ない』旨

が宣せられたのである。而ていよ／＼十月革命の準備が出来た頃即ち九月頃からレーニンは再び有産階級に對する勞働義務の思想を高調し始めた。即ち『ボルシェヴィキは國權を保持し得るであらうか』(三)といふパンフレットを公にして、『吾々はたゞあらゆる(資本家の)反抗に打ち勝たねばならぬのみならず、吾々は新しい組織的の國家的骨組の内に於て勞働すべきことを(彼等に)強制しなければならぬ。資本家を除去するだけでは足りない、寧ろ彼等をして新なる國家奉仕に就かしめなければならぬ。之は唯り資本家のみならず、市民的智識階級、使用人などの上層階級についても同じことである』。と説き、更に勞働手帖の制度を設けて先づ之を有産階級に強制し漸次に全人民に及ぼすべきことを提唱して、『富者(從來の資本家)は其仕事について直近の勞働團體又は使用人團體から勞働手帖を貰ひ受けて、之に毎週(又は他の一定の期間毎に)義務通りに勞働をしたといふことの證明を受けなければならぬ。其の證明がないときにはパン券及び食料品を貰ふことはできぬ』やうな制度を設ける必要があると力説したのである。

四 十月革命によつていよいよ國權がソヴェートの手中に歸してからは實際上の問題として色々の方法で勞働義務の實施が講究せられることゝなつたのであるが、先づ此の義務の課せらるべき對象となつたのは有産階級及び市民的智識階級——殊に事業經營者及び上級使用人——である。革命當初數ヶ月間に發せられたところの個々の工業的事業の國有(社會化)に關する命令に於

ては、從來の事業經營者及び使用人が引續いて其の任務を行はねばならぬことが定められた。例へば燐寸工場、蠟燭工場及び米、珈琲、胡椒類の大取引を營む事業の國有に關する命令(一九一八年三月七日)に於ては、『消費組合中央會議によつて別段の定が爲されるまでは、國有とせられた事業は現在の管理者の責任と管理との下に、従前通りに其の正常の活動を繼續すべき義務を負ふ』旨が定められ、更に工業的大企業の一般的國有に關する命令(一九一八年六月二十八日)に於ては國家による事實上の受納があるまでは企業家は事業指揮者としての職務を繼續すべき義務を負ふのみならず更に其の事業の財政管理を爲さねばならぬ旨が定められて居るのである。即ちこれ等國有とせられた事業に於ける從來の企業家乃至管理者は、經過的の状態ではあるけれども、國家の使用人となつた譯であつて、使用人に適用せらるべき一般規定の下に勞働義務を負ふて居たのである。而てソヴィエト官憲——特に地方的ソヴィエト官憲——が斯かる經過的の状態を一日も早く除去しやうと努めたのはいふまでもない。

一九一八年の末頃には有産階級に對する勞働義務の強制はもはや經濟政策的の意味を失つて寧ろ警察的の意味を有するに至つた。無職者の勞働手帖に關する命令(勞働義務に關する命令とも呼ばれ、て居る。一九一八年一〇月五日)は無職者をして勞働に就かしめることを定めたものではあるが、畢竟殘存する有産階級を威嚇し且つ之を撲滅しやうとしたものであつて、之に關する地方官憲の實際上の取扱を定めて居るので

ある。特に興味あるのは本來無職者の勞働手帖といふのであるけれども、其の表には『有産階級の勞働手帖』と書かれて居ることであつて、之が爲めに當時の混亂恐怖時代に於ては斯かる手帖の所持者はあらゆる機會に直接間接の脅威を感ぜざるを得なかつたといふことである。

斯くの如く一方に於て階級的の意味をもつた勞働義務が種々の形式に於て強制せられること、なると共に、他方に於ては前にも述べたやうに一般勞働義務が『勞働及び被擄取人民の權利宣言』や憲法に於て宣言せられたのである。而て一般的の意味をもつて勞働人民委員會は一九一八年二月一日に『勞働義務實施に關する命令』を發した。之によれば『勞働義務の實施は現に働いて居ない者を對する刑罰たる性質を有すべきものではない』ことが明にせられ、且つ義務勞働に對する報酬についても普通の規則が適用せられ、勞働を強制せられる者も亦勞働者保護其の他の社會的施設に關する規定によつて保護せられる旨が定められて居るのであるから、特に有産階級の威嚇を目的として居たと觀られる前掲の諸命令のやうに強い恐怖的の性質を有するものではないといへやう。しかし此の命令は第一順位に於て勞働に服すべき者として不勞所得によつて生活して居る者、一定の職業を有して居ない者及び勞働市場(勞働市場又は取引所に關する命令は一九一八年一月三十一日に發せられて居る。其れには其の組織、勞働能力者及び求職者の登録、勞働力)の分配などに付ての規定がある。に於て登録せられて居ない者を掲げて居るのであるから、なほ其の

目的とするところは從來の有産階級をして通常の勞働者と同じやうに働らせやうとするに在つたといふことができる。而も實際に於ては無職者の勞働手帖なるものも殆んど行はれなかつたのであつて、たゞ殘存する有産階級を強制して勞働せしめる手段としてのみ——特に地方の都市に於て——行はれて居たにすぎぬといふことである。しかし從來の有産階級は漸次に自然消滅により又は外國への脱出によつて滅滅して、遂には有産階級を目標とする勞働義務といふことは殆んど無意味になつてしまつた。

五 有産階級に對する勞働義務の強制とは全く別の意味に於て全ロシアにとつて極めて深刻にして而も緊要となつた問題は、いかにして本來の勞働者の勞働力を有利に配布するかといふことであつた。既に長い間の戦争の爲めに國民經濟状態は救ふべからざる悲境に陥つて居たのであるが、更に革命及び其の後の動亂によつて其の度はいよいよ深うせられた。急遽なる産業の社會化、信用機關の破壊、内亂の頻發、饑饉の襲來などは一時國民の經濟生活を根底から覆沒した。都市に於ける工場勞働者は到底其の生活を續けることができなくなつたから田舎へ田舎へ出て——又は歸つて——行つた。此の都市からの逃出は夙くから始つて居たのであるが、既に一九一八年一月の勞働委員第一回大會に於ける報告で、多くの工場は閉鎖せられ其の勞働者は解雇せられたに拘らずなほ現在仕事をして居る工場では十分に勞働者を得ることができないといふことが

公にせられた。そこで同大會では『勞働の強制を必要とする。企業家利益の増進に役立つて居たエチルギーを國家の爲めに有益に利用せよ』と叫ばれた。しかしソヴィエト政府の力を以てするも此の都市の逃出の勢は之をどうすることもできなかつた。一九一八年の夏——特に夏の終り頃——には田舎に於ける勞働力は飽滿の最高點に達したに拘らずなほ都市からの逃出は大衆運動ともいふべき形で繼續せられた。即ち『都市に於ては到底生活の糧を得ることができぬ絶望的な悲境に陥つた勞働者が雪崩のやうに地方へ逃げ出したのである。最も甚しいのはペテルスブルグであつて、十萬の金屬職工の内で残つて居るものは一萬を超へない有様となり、モスコーに於ては勞働市場(即ち職業紹介所)は此の爲めに五萬人以上の失職者の名を登録簿から抹消してしまつた。而て田舎が勞働者を引きつけたのは生活の糧が得られる上に勞働賃金が高かつた爲めである(田舎では中央の權力が及ばない爲めに賃金が一定せられて居ないのが普通であつたから)』といはれて居る(三)。

斯くの如く勞働力の配布が非常に偏して來たのを矯正する爲めに、一九一八年九月二日勞働者に勞働義務を課する爲めの命令が發せられるに至つた。之によれば無職者は自己の職業に合ふと否かを問はず勞働市場(職業紹介所)によつて指定せられた勞働に従ふ義務があり、また距離の如何に拘らず移動を命ぜられることがあり得る旨が定められ、若し之を拒絶したならば無職者としての

給養の權利を三ヶ月間失ひまた職業紹介の機會を失ふと共に就職の可能性を甚しく限定するところの新たな登録が爲されることゝなつて居る(此の頃の職業紹介は嚴格に登録せられたる無職者の番號に従つて順次になされて居たのである)。更に再度の拒絶の場合には無職者は全然勞働市場を通じて仕事を求めることが禁せられ、勞働市場は身分官憲へ其の者が『一定の職なき者として取扱はるべきである』といふ報告をしなければならぬと定めて居る。一定の職なき者として取扱はれるといふことが何を意味するかは明にせられて居ないけれども、當時の情況からいへば其れは不従順なる無職者の權利を剝奪する宣告に外ならないと考へられる。

六 右に述べたところによつても窺はれるやうに、勞働者に對する勞働義務は從來の有産階級に對する勞働義務とは別個の事情の下に別個の意味を以て認められて來たものであるといふことができるが、前項に述べた勞働義務實施に關する命令(一九一八年二月一日)によつて形式的には一般勞働義務が認められることゝなつた(尤も此の命令が主たる目標としたのは從來の有産階級であつたことは既に述べた通りである)。此の命令によれば十六歳以上五十歳以下の者はすべて勞働の義務を負ふのであつて、たゞ妊娠中の女及び家政上勞働に服し得ざる女の如き極めて特殊の事情の下に在る者のみが除外せられて居るにすぎない。而て勞働義務を負ふ者は國家的利益の爲めに必要なりとせられる勞働に指定せられる儘に従はねばならぬのであるが、其の報酬は勞働組合によつて定められる賃率に従つてきめられたのである。

勞働條件を協定する勞働協約(集合契約)に關しては既に一九一八年七月二日に命令が發せられて居た。之によれば勞働協約は個々の勞働者と僱主との間の勞働契約を律する爲めに勞働組合と僱主の組織體との間に締結せられるものであつて、其の效力は勞働人民委員會又は其機關の承認によつて生ずることゝなつて居る。而て勞働協約に關する此の命令の特色とするところは、僱主の側に對して協約の締結を強制し得ることを認めた點であつて、若し僱主が勞働組合から申込まれた勞働協約の承諾を拒んだ場合には勞働人民委員會の處分を以て僱主の意思如何を問はず之を申込まれたる協約の定むる所に服せしめることができたのである。尤も法律の構成としては斯くの如く強制的に效力を生せしめられるところの勞働協約なるものを固有の意味に於ける契約の範疇に入れ得るか否かは疑問であるけれども、革命當初に於けるソヴェト政府の命令及び之に基く法律制度は從來の法律的技術を超越したものが少くないのであるから、之も亦傳統的な法律學の説明し得ないものの一と觀なければならぬ。

七 以上紹介したやうな色々の經過的法規を纏めた集録とも觀らるべき統一的勞働法典が、一九一八年一月二十六日に中央執行委員會によつて採決せられ、同三十一日に發布せられた。其後幾多の修正は加へられまた特別法規は發せられたけれども、大體に於て同法典は一九二二年の新勞働法の實施に至るまで行はれて居たものといふことができる。

(一九二二年の勞働法施行法第二條は新勞働法の實施の時(一九二二年一月五日)か

ら此の一九一八年の勞働法典が) (四)。
 效力を失ふべき旨を定めて居る)

一九一八年の勞働法は勞働者統制權確立の爲めの破産期から新經濟政策の樹立による建設期へ推移するまでの間に於ける所謂軍事的共產主義の典型的な發現であると観ることが出来る。即ち同法は全國皆勞働者の原則を第一條に宣言して、『ロシア、ソヴェト社會主義共和國聯邦の總ての人民の爲めに、第二條及び第三條に掲げられた例外——十五歳未満の者、五十歳以上の者、傷害疾病により勞働不能となつた者、疾病傷害分婉などによる一時的の勞働不能の爲めに一時勞働義務を免除せられる者——を除いて、勞働義務が認められる』と定めて居るのである。之は前に掲げた『勞働及び被搾取人民の權利宣言』や憲法の規定のやうにたゞ宣言的の意味を有するにどゝまらないで、更に同法に於ては第四條以下の規定——極めて不備缺陷の多い規定ではあるが——によつて勞働義務の實質的内容が與へられるに至つた。

勞働義務は組織的の協同作業の形式に於て又は個人的給付(個別的)の形式若くは特定せる仕事の完成(負擔)の形式に於て履行されるのであつて、總ての事業に於ける勞働條件は勞働人民委員會によつて直接に(國家的の事)又は勞働組合によつて間接に——即ち勞働人民委員會の認可を得て——定められる所の賃率に従つて決せられることゝなつて居る。而て組織的の協同作業の形式に於て經營せられる事業では國家的監督の下にできるだけ大きな範圍の自治が勞働者に許さるべき

ことが定められて居るのである。これ同法が社會主義乃至共產主義の精神を以てする勞働大衆の教化の徹底は斯かる方法によつてのみ期することができるといふ考への上に立つて居るが爲めである。しかし其の所謂自治、限界は必ずしも明瞭ではない。例へば先づ組織的の協同作業といふも其の概念は精確ではなく、また勞働條件(報酬、勞働時間、生産高の限界等に關する條件)に關する規定が果して共產主義の徹底的な實行と相容るゝことを得るか否かも疑問であるといへやう。なほ此の勞働法は本來あらゆる種類の勞働に關する普通法的小のもののであるけれども、其の詳細なる規定は主として傭主と勞働者とが對立する場合の賃銀勞働に關して居るのである。

勞働法は其の基本として認めて居るところの一般勞働義務に對立せしめるのに勞働權(勞働を求むる權利)を以てして居るのであつて、或は勞働義務は單に義務たるのみならず同時に權利であるともいふことができる。即ち勞働能力を有する者はすべて——第一線に於て勞働義務を負ふて居る者はすべて——其の職業に相應した仕事と之に對して定められた報酬とを求める權利を有するのである。而て此の權利の行使は勞働組合及びソヴィエト、ロシアのすべての公設機關特に勞働市場課の活動によつて保障せられて居るのであつて、其の爲めに勞働市場課は勞働力の登録を爲さしめ其の計畫的なる分配を爲さねばならぬことゝなつて居る(之が施行の爲めの特別法として一九一九年一月五日の勞働人民委員會の命令がある)。而も仕事の配當は各地勞働市場課の獨占するところであつて、

此課の仲介を経ないで備入れが許されて居るのはたゞソヴィエト公設機關及び國家的事業が政治的信任又は極めて特殊の智識を要件とするところの勞働者又は使用人を求める場合に限られて居る。即ち一般には此の課の手を経ないで密かに勞働者を備入れた者——私人——は罰せられることになつて居るのであるから、傭主には勞働者の自由選擇を爲すことが許されて居ないと解しななければならぬ。勞働者を求める者は勞働條件及び要求する勞働者の資格(専門、智識、經驗)を示して地方勞働市場課に申込みべき義務を負ふて居る。専門的の勞働者を求める場合も同様であるが、若し勞働市場課に於て所要の専門的勞働者を得ることができなかつたときには近似の専門的の勞働者又は未熟練勞働者を當てがふことができるのである。更に被傭者の側についていへば、失業者は勞働條件が法定の標準又は勞働組合の定めた標準に合する限り當てがはれた仕事を引受けねばならぬのであつて、よし其れが自己の職業に合はぬ仕事であつても短期間ならば之を引受けねばならぬのである(尤も此の短期間の就職の場合には一時的就職なる旨を明かにして、本職の仕事があるまで勞働市場課の求職名簿に於ける登録を存続せしめることが許されて居る)。なほ現に就職して居る勞働者も亦等しく勞働義務を負ふて居るのであるから、勝手に其の仕事を止めることは許されないで、若し勞働關係を解消しやうと欲するならば工場委員會其他の自治機關に其の理由を申出で、審査を受けねばならぬ。自治機關が辭職の理由を審査して不當と認めた場合には勞働者は其の勞働を繼續しなければならぬけれども、なほ勞働組合に抗告する權利は保留せら

れて居る。此の規定に従はない者——即ち自治機關の決定に反して職を去る者——に對する法定の制裁は經く、僅かに一週間ほど勞働市場課に於ける登録の權利を剝奪せられるにこゝまつて居る。尤も斯かる我儘な勞働者に對する組合の(法典には定められて居ない)制裁は通常もつと嚴しいものがあつたやうであるけれども、此の種の勞働者は大抵田舎に出かけやうとする者であるから勞働市場に於ける登録の如きは問題にして居らずまた組合の制裁にも痛痒を感じないのが普通であつたと傳へられて居る。

以上は同法の骨子とする勞働義務を中心として觀た規定の梗概であるが、この他に同法は勞働保護に付ての勞働監督、勞働時間、報酬、勞働者の生産力保障などに關してそれぞれ規定を設け、また各勞働者が正規の勞働條件の下に於て給付すべき勞働量に關しても定めて居る(規定の勞働をしたかつた勞働者は解雇せらる)。しかし個別的なる勞働契約に關する規定は全然之を缺いで居る。蓋し當時(規定の勞働をしたかつた勞働者は解雇せらる)。しかし個別的なる勞働契約に關する規定は全然之を缺いで居る。蓋し當時

の趨勢として私人の意思に基くと考へられる私法的の法律關係はすべて之を否認して、所謂『私法の公法化(又は社會法化)』の徹底を期したが爲めである(註)。更に同法に於ては諸國の勞働法に於て觀るやうな經營評議會及び勞働組合に關する規定も見出されない。これは全然自治制として認められて居たものと思はれる。しかし實際に於ては勞働組合は經營評議會を凌駕して勞働者統制權の支持者となり其れは聯合して全ロシア勞働組合中央委員會を構成して政府と協力の上全勞

働制度を支配し指導することゝなつたのである。

勞働に關する身分を證する爲めの勞働手帖の制度は前に述べたやうに——よし其れは地方的又は階級的の意味を有して居たにしても——一九一八年の勞働法制定前から認められて居たのであるが、同法は更に總ての賃銀勞働者が各々一冊の勞働手帖を所持しなければならぬ旨を明にした。而て此の制度を徹底せしめる爲めに其後一九一九年七月二八日の命令は、十六歳以上の總ての人民は勞働手帖を所持すべき旨を定めた。此の手帖は其の所持者が生産過程に參與して居ることを證明し、且つパン券の交付や法令が定めて居る社會的給養の支拂を受けるための適格を證明するの具とせられて居る。而て此の手帖には支拂はれたる給料が總て記入せられることを要し(事業管理部は其の責任に於て之を記入する。また獨立の仕事をして居る者は自ら其の收益を記入しなければならぬ)、更に勤務先及び住所の變更、パン券の交付なども記入せられるのである。

八 右に述べた勞働法の制定後新經濟政策の樹立に至るまでの間に於ては勞働能力を有する人民を一團として所謂統一的勞働軍を作らうとする試みが爲されたものであるといへるが、其の爲めには更に幾多の法令の發布を見た。以下其の主要なるもの、二三について紹介を試みやう。

從來比較的によい報酬を得て通常自由職業に従つて居たところの技術的の専門家に對しては、既に一九一八年一月一九日の『ソヴィエト・ロシアの技術的(勞働)力の支配及び動員に關する命

令」によつて其の奉仕義務が定められて居た。之によれば此の命令に違反する者は軍隊に於ける脱營者と同様に取扱はれるのであつて、極刑として死刑が課せられることとなつて居る。次で『農業専門家の動員に關する命令』(一九一九年三月二十五日)、『土地調査専門家の動員に關する命令』(一九一九年七月二十四日)などが發せられたのであるが、これ等は總て専門家の奉仕義務を履行せしめる爲めに極めて峻嚴なる刑罰を課し得ることを認めて居るのである。

勞働法によつて定められ居た一般勞働義務の組織的基礎は一九二〇年一月二十九日の『一般勞働義務實施に關する命令』によつて更に強固にせられた。此の命令は『工業的無産階級の動員、勞働義務、經濟の軍隊化及び軍事的組織形態の經濟目的への應用に關する』ロシア共產黨のテーゼ(六)に基いたものといはれて居るが、いま此のテーゼの最も重要な點を摘き出して觀れば次のやうなものがある。

『非常に苦境に陥つて居た過去を相續することによつて負荷せられた經過時代(社會)に於ては、規則的に組織せられた事業への轉換は強制手段——寄生的の分子(社會階級とし、ての有産階級)に對すると共に農民及び勞働者階級自身の時代後れの分子に對する強制手段——なしには考へられない。國家的強制的道具は軍隊の力である。だから一般勞働義務の上に築かれた經過時代の經濟に於ける軍事的強制の要素は或程度まで必然である……(二二)。

『經濟の動員といふのは、ソヴィエト・ロシアの具體的なる事情の下では、働く者の意識と國家的官憲の取扱とに於て經濟問題が軍事的戰闘問題と同一視されねばならぬといふことを意味して居るのである。都市といはず地方といはず全人民はあらゆる勞働の回避と利己的行動とを止め、就業の遅刻、不注意、懶惰及び浪費を慎むことが國家にとつての死活問題を解決する所以であることを理解しなければならぬ、さうして此の問題はできるだけ短い間に——よし最も峻酷なる手段を以てするも——解決せられることを要する (二二)。

『勞働義務の實現は本質上ソヴィエト權力の確立及び赤軍の創定と同じやうな問題を提供する。……軍隊はソヴィエト式大衆組織の最も意義ある實驗であつた、だから其の方法は——必要な變更を加へて——勞働組織の範圍に於ても應用されねばならぬのであつて、軍事的勤勞から經濟的勞働へ召還せられた人々の經驗はこゝに直接に利用されねばならぬ (二七)』。

だから『一般勞働義務の基礎の上に經濟を築き上げる範圍に於ける軍事的強制の不可避性と進歩性』従つて『社會主義的共同態に於ける勞働組織と防備組織との間のいよゝ緊密なる接近の不可避性と進歩性』が宣傳されねばならぬとせられた譯である (二九)。

『一般勞働義務の實施に關する』一九二〇年一月二九日の命令は右のやうな勞働の軍隊化の主張を現實化さうとしたものである。而て之が實施を期する機關として『勞働義務の爲めの委員會』が

設けられたのであるが、其れは内亂の爲めに設けられて居た防備評議會に隸屬して勞働、内務及び軍事の各委員部(省)からの代表者によつて組織せられたのである。

次に勞働義務の軍隊的強制の爲めに認められた懲罰について觀るに、勞働規律の違反は軽い場合には行政處分によつて懲戒せられるにどゞまつて居たけれども(懲戒勞働隊へ移送し又は十四日間の拘留に處するのが最も酷い處分である)

其れが重い犯罪として取扱はれる場合には勞働の忌避と共に人民裁判所又は革命裁判所によつて裁判せられるのである。革命裁判所の裁判に附せられるのは「特に重大なる惡意又は再犯ある例外的の場合」に限られて居る。犯罪として取扱はれる場合の刑罰に關しては上掲の命令に特別の定はなかつたから、人民裁判所及び革命裁判所の一般權限の範圍内に於て自由に決せられることができたものと考へられるのであるが、元來革命裁判所の刑罰權限は原則として無制限であつて死刑の宣告をも爲し得たのである。しかし乍ら其の後上掲の命令(一月二九日)の施行に關聯して發せられた幾多の命令に於ては革命裁判所のみが勞働義務違反の犯罪を取扱ふ裁判所とせられて居るのであるから、事實上勞働義務に關する犯罪は革命裁判所の管轄になつたものと思はれる(尤もた鐵道事業に關聯する勞働義務の違反については)。而て勞働義務の違反は軍隊に於ける脱營と同様に取扱はれるのが原則であつた。なほ經濟的の條件をよくする爲めの同盟罷工權が認められないのは勿論、意業又は反革命的の色彩を帯びた團體運動は一切處罰せられたのである(一九二〇年一月四日モスコイの近くのペロゴの鐵業従業者は)

同盟罷工を踏襲したといふ理由で革命裁判所によつて十年乃至二十年の禁錮に處せられた例がある。

斯くの如く兵役義務と同じやうな意味に於ての勞働義務は極めて嚴格に強制せらるべきこととなつたのであるが、其の爲めには個別的——職業別——に各種の勞働動員に關する命令が發せられた。いま其の例を擧げて觀るならば、鍛掛業者、製型業者及び轆轤工(一九二〇年一月二十八日)、學校の教師(三月二日)、鐵業従業者(三月七日及び三月十三日)、特に鐵道技師(三月三日)、砂糖工業勞働者(三月二日)、鑛山勞働者(四月二日)、水上運送に従事する勞働者及び使用人(四月三日)、建築勞働者(五月一日)、法律家(五月一日)、紡績業に關する勞働者及び使用人(八月一日)、電氣業者(一九二一年一月五日)などに關してそれら勞働義務に服すべき「動員」命令が發せられたのである。

九 一九一八年の勞働法の基底をなして居た勞働義務の制度が新經濟政策の樹立に至るまでにいかに展開せられたかを、之に關する法令を通して觀れば大體右に紹介したやうに要約し得るであらうが、果して其れが實際に於てどの程度まで行はれたかは之を明かにすることを得ない。しかし結局其れは徹底的には効果を擧げ得なかつたものと思はれる。次稿に述べるやうに勞働義務が勞働税に變り更に或範圍に於て勞働自由の形式が認められることとなつたのに徴するも之を窺知し得るであらう。

殆んど總ての工業的及び商業的企業は國有とせられたので形式的には國家が雇主となつたけれ

ども、打續く内亂、饑饉其の他の經濟的事情の爲めに、軍事的共產主義の時代に於ては勞働者の個人的利益は實質的に顧られるの暇がなく、従つて勞働能率は漸次に低下し一般生産力は遞減するのみであつた。そこで雇主としての國家は何さかして勞働者を働かせやうと焦つた。とはいへソヴィエト共和國はどこまでも無産者の共和國であらねばならぬから、勞働者の利益に反して行動することは其の國是として許さるべきでない。こゝに經過時代に於けるソヴィエトロシアの苦惱があつた。そして此の苦境を脱する爲めに勞働の軍隊化が提唱せられ一般勞働義務を基底とする所謂勞働軍隊の編成が試みられた譯である。尤も『働かざる者は食ふべからず』とは革命當初からの信條であり、『勞働及び被搾取人民の權利宣言』や憲法に於て掲揚せられた標語であるけれども、其れが實質的内容を有するに至る徑路に於ては前に掲げた『工業的無産階級の動員、勞働義務、經濟の軍隊化及び軍事的組織形態の經濟目的への應用に關する』ロシア共產黨のテーゼがいふやうなロシアの安危を賭する死活問題が横つて居たものと觀なければならぬ。

勞働の軍隊化は當初前項の末尾に例示したやうな個別的の命令による勞働動員によつて試みられたのであるが、此の動員は必ずしも豫期せられたやうな結果を齎さなかつた。一九二〇年九月二三日の Ekonomitcheskaja Zisa は之について次のやうに報告して居る。『勞働生活に與かつて居ない勞働力(此の言葉は誤つて居ると思はれる、總ての勞働力といつて然るべきであらう)を集めやうとした今日までの試みは本當の實際的效果

を擧げることを得なかつた。蓋し其れは動員がたゞ部分的に個々の職業別に行はれたにどゞまり廣く計畫的に行はれなかつた上に、動員の衝に當る機關が完成せられた組織を有して居なかつたが爲めである。更に勞働力の配布についていへば其れも亦失敗であつた。蓋し各種の事業への勞働者の配布は食料品、住宅、正常の勞働及び生活條件などに付ての周密なる注意を拂ふことなしに爲されたが爲めである。斯くの如き勞働者の配布はたゞ徒らに交通機關のオーバーロードを招來したにどゞまる場合が多い……』。

斯くの如く個別的なる職業別の勞働動員は實際上失敗に終つたから、更に軍隊の徵兵制度に倣つて一定の年齢別による普遍的の動員が試みられることゝなつた。一九二〇年九月一三日の命令は一八八六年乃至一八八八年の三年間に生れた者の召集を命じた。而て此の召集は軍事人民委員部(陸海軍省)の機關により、召集せられた者の個々の企業への配屬は勞働人民委員部(勞働省)の機關によつて、それらに『勞働義務の爲めの委員會』(前出、一九二〇年一月二九日の命令によつて組織)の立てた計畫に従つて爲され

なければならぬのである。斯うして勞働の軍隊化はいよゝゝ嚴密に行はれることゝなつた。更に一九二〇年の初春以來内亂の平定と共に不必要となつて來た軍隊の大部分は解散せられる代りに勞働軍として嚴格なる軍事的組織の下に保存せられることゝなつた。これ等の全國的な強制手段は更に幾多の地方的の動員と相俟つて一九二〇年から二一年へかけての冬に於て其の最高潮に達

した。しかし一九二一年の春に至つて政治的の大動搖——特にクロンスタットの一揆——に伴ふ國民經濟の危機は遂にソヴェト政府の全經濟政策の急遽なる轉換を餘儀なくせしめた。強制的の要素は經濟生活の全範域に於て其の勢を殺がれ、そこに勞働義務の立て直しの時が來たのである。而て所謂新經濟政策の上に築かれた勞働法制がいかなる特色を有するに至つたかは次稿に於て之を紹介することゝしやう。

一〇 一九一七年の秋から一九二一年の春までの三年有餘は無産階級國家たる新生のロシアが内外に向つて自己の存立を主張する爲めに健闘した時代であると考へられる。其れが果して所期の目的を達成し得たといひ得るか否かいま何人もよく斷言することはできぬであらうが、兎に角其れが大仕掛の新しい試みを徹底せしめやうとしたところに其れ自體の價値は見出され得るであらう。而も所謂軍事共產主義は寧ろ無産階級統制權の確立の爲めの戦ひであつて最高調に達した階級闘争の一形態とも觀らるべきものであらうから、其れは直ちに社會主義的經濟を建設する爲めの唯一の過程と觀らるべきものではあるまい。社會主義的理想がいかなる形態に於ていかなる程度まで實現せられるかは、たゞ人の理念的な意欲にのみ依繫する問題ではなくて、社會の生産力其の他あらゆる現實の經濟状態によつて制約せられた問題である。「働かざる者は食ふべからず」といふ標語は勞働義務の確立となり勞働軍隊の組織によつて現實化されやうとした。しかしそこ

にもやはり現實のロシアの經濟狀態乃至社會狀態による制約はいかんともし難いものがあつた。

既に述べたところによつても明かなやうに勞働義務の實施によつて達せられやうとした目的は色々あつたと考へられるが、之を概括すれば、大體、第一に勞働力の徵發によつて國の生産力を増し經濟的の力を高めやうといふことが目的とせられ、第二に従來の有産階級及び之に依存する者を勞働に服せしめて國民の寄生的分子を撲滅し社會階級の打破を徹底することが目的とせられ、更に第三に全經濟秩序を完全なる基礎の上に築いて社會主義的の秩序を形成することが目的とせられたものであると觀ることができらう。これ等の目的が實際に於て達せられたか否かといふことは、之を觀る者の立場によつてどんなにも判斷せられ得るであらうが、現實の經濟狀態乃至社會狀態の制約がある限りに於て其の一半は失敗に終らざるを得なかつたもの——新經濟政策の下に於ける新なる勞働制度の出現は其の爲めである——と觀るのが至當であるかも知れない。しかし當時のロシアの狀態と世界の形勢から觀れば此の大きな試みが全然失敗に終つてしまつたものとののみいへぬであらう。新經濟政策は或意味に於て資本主義への逆轉であり従つて其れは共產主義の退却であると觀らるべきであらうが、ロシアが其れをどの程度まで勞働法制の上に展開せしめやうとしたかは次稿に紹介する一九二二年の勞働法典を通じて之を窺ふことができる。しかし其れが今後いかに展開せられるか或は再び新なる形式に於て勞働義務が認められることがあるかどうか、いま卒かに何人も之を豫斷することはできぬであらう。